

特定空家等に対して必要な措置を講ずる際の具体的な手順等

特定空家等を放置し続ける所有者等に対しては、助言・指導及び勧告、命令、代執行など以下の空家法に基づいた措置を講ずることとなります。

ア 特定空家等の所有者への助言又は指導（空家法第 14 条第 1 項）

特定空家等の所有者に対して、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう「助言又は指導」を行います。

イ 特定空家等の所有者への勧告（空家法第 14 条第 2 項）

助言又は指導をしても状況が改善しなければ、相当の猶予期間を設けて、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを「勧告」します。

※「勧告」を受けた特定空家等は、固定資産税等の住宅用地特例が適用除外となります。

ウ 命令（空家法第 14 条第 3 項～第 8 項）

勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置を講じなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期間を付けて、その勧告に係る措置を講ずることを命じます。

なお、この場合、その者又はその代理人からの意見書及び自己の有利な証拠の提出、公開による意見聴取の機会を設けます。

エ 行政代執行（空家法第 14 条第 9 項）

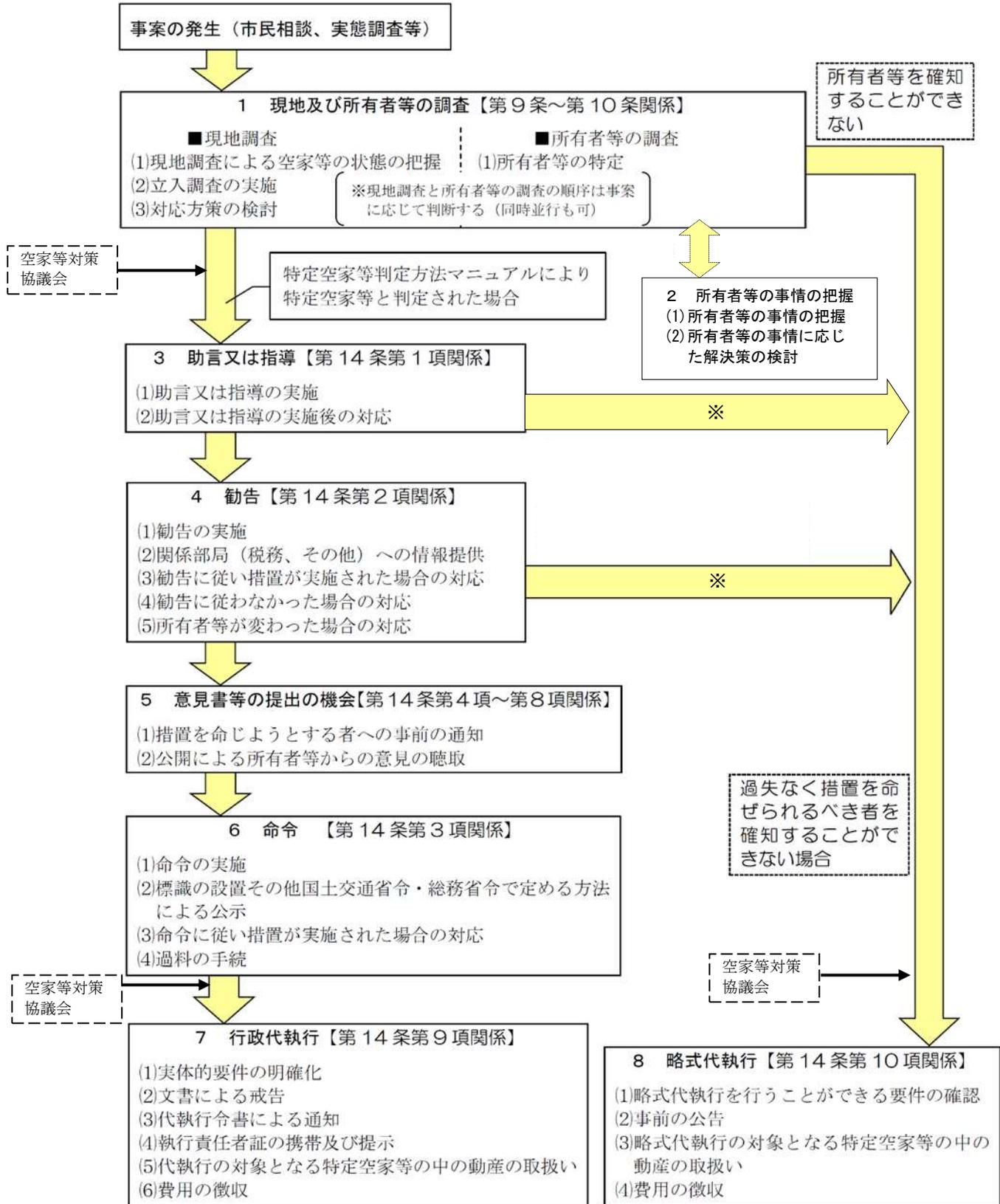
必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者が措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い代執行を行います。

なお、代執行に要した一切の費用は、義務者から徴収（代執行法第 5 条・第 6 条）します。

オ 略式代執行（空家法第 14 条第 10 項）

過失なく所有者等を確知することができない場合、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者もしくは委任した者に行わせることができます。

空家法における特定空家等に対する措置の手順フロー



※確認できた敷地の所有者等が空家等に関して措置を講ずる権原を有しない場合